

### 第365回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 平成31年4月25日(木) 午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 山川光照委員

2 番 吉田とも委員

3 番 江口勘四郎委員

4 番 後藤敏秀委員

5 番 渡邊智春委員

6 番 大澤健一委員

7 番 井上隆市委員

8 番 原田広幸委員

9 番 富田憲一委員

10 番 山口久志委員

11 番 木村正委員

12 番 木村辰也委員

13 番 上妻一実委員

14 番 長沼健司委員

15 番 高橋源四郎委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 7人

佐藤秀雄推進委員、平吹正見推進委員、秋葉博司推進委員、山口守推進委員、

佐藤源一推進委員、奈良崎洋一推進委員、稲毛博推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 農地転用に係る事業計画変更申請について

日程6 議 第4号 第396回農用地利用集積計画(売買等)について

日程7 議 第5号 第397回農用地利用集積計画(賃貸借等)について

日程8 議 第6号 上山市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程9 議 第7号 平成31年度上山市農業委員会運営方針について

日程10 承認第1号 平成30年度上山市農業委員会事業報告について

日程11 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程12 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程13 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程14 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程15 報告第5号 非農地証明書の交付について

日程16 報告第6号 承認した農地改良届出について

日程17 報告第7号 平成31年度上山市農業委員会歳入歳出予算について

日程18 報告第8号 上山市農業委員会事務局職員の人事異動について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山 徹、主幹兼農地農政係長 井上政幸、主任 大沼織江、主事 齋藤啓華

## 7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、4月17日に告示になりました、第365回上山市農業委員会総会を開会します。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、平成31年4月17日、上山市農業委員会告示第5号により、平成31年4月25日、第365回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、平成30年4月18日付農委第18号をもって、第365回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配付について、第365回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。また、推進委員が7名出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、7番、井上隆市委員、10番、山口久志委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開き願います。4件の申請がございました。整理番号1についてご説明いたします。整理番号1について、譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。宮脇地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、木村正委員。

木村正委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。4月22日、〇〇さんと直接話をしてきました。〇〇さんの父の時代に売買していたもので、既に耕作していたものです。年金等の関係で登記できなくていましたが、〇〇さんから登記したほうがいいという話になり移転するもので、要件等特に問題なしで

すので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権移転の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2についてご説明いたします。整理番号2について、譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。長清水二丁目地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。6番、大澤健一委員。

大澤委員 整理番号2について、現地調査の結果について報告します。4月24日、〇〇さんと現地で話をしました。〇〇さんの自宅の敷地の西側にあたり、現在少し荒れていますが、作物を植える予定とのことで、要件をクリアしますので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権移転の整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3についてご説明いたします。整理番号3について、譲渡人は〇〇氏、公務員、譲受人は〇〇氏、農業であります。三上地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号3について、現地調査の結果について報告します。地区の土地と隣接するため、4月13日、境界をはっきりさせるため地区役員といっしょに立会い

しました。シャインマスカットを栽培するということで、特に問題なしですので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

井上委員 金額が200円とあるが、間違いはないでしょうか。

事務局 かなり以前にやりとりしていたもので、当時の価格での表示となったものです。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権移転の整理番号3については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権移転の整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4についてご説明いたします。整理番号4について、譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。三上地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号4について、現地調査の結果について報告します。4月13日、境界立会い時に確認しました。〇〇氏は、ぶどうを植える予定とのことで、特に問題なしですので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権移転の整理番号4については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の3ページをお開き願います。4件の申請がございました。整理番号1について、貸し人は、〇〇氏、農業、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇であります。皆沢、関根、檜下地内の田8筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員より現地調査の結果について報告をお願いします。14番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号1について、現地調査の結果について報告します。4月23日、〇〇氏立会いのもと、現地確認を行いました。以前から〇〇氏が西洋梨を栽培しているもので、今回、法人化で法人に貸し付けするものです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち賃借権設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は、〇〇氏、農業、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇であります。皆沢地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号2番について、現地調査の結果を報告します。4月23日、〇〇氏立会いのもと、現地確認を行いました。〇〇氏は〇〇氏の息子であり、以前から〇〇氏が西洋梨を栽培しているもので、今回、法人化で法人に貸し付けするものです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権設定の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3及び4について、事務局長より提案理由の説明をいたしますが、長沼健司委員が当事者となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、長沼委員の退席を求めます。

(長沼委員、退席)

議長 それでは、整理番号3について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。三上地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号3について、現地調査の結果を報告します。4月23日、現地確認をして、夜に〇〇氏と電話で話をしました。引き続き水稻栽培をするということで、問題なしですので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権設定の整理番号3については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏であります。皆沢地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号4について、現地調査の結果を報告します。4月23日、現地確認をして、夜、〇〇氏と話をしました。引き続き、水稻栽培をするもので、問題なしですので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権設定の整理番号4については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、長沼委員の着席を許可します。

(長沼委員、着席)

議長 次に、使用貸借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の5ページをお開き願います。1件の申請がございました。整理番号1について、貸し人は、〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、農業兼会社員で、両者は親子でございます。牧野地内の田畑19筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を

終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。5番、渡邊智春委員。

渡邊委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。4月23日、〇〇さんとお会いして話をしてきました。中道278の田を〇〇に貸すための再設定で、そのほかはそば、ラフランス、さくらんぼを栽培しており、このまま貸借を継続するものです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。  
内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の6ページをお開き願います。1件の申請がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏及び〇〇氏、会社員であり、両者は祖父と孫の関係です。久保手地内の畑1筆について、隣接地に借り人の住宅を建築するにあたり、申請地を通路として使用するため使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち、整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、農地転用に係る事業計画変更申請について議題といたします。  
事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第3号、農地転用に係る事業計画変更申請について説明いたしますので、議案書の7ページをお開き願います。なお、8ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。1件の申請がございました。整理番号1について、借り人

は〇〇市に事務所を有す〇〇、貸し人は、〇〇氏、他 9 名であります。藤吾地内の畑 21 筆について、賃借権の設定期間を延長するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、舗装工事で利用するアスファルトプラント等として、平成 29 年 4 月に一時転用許可を受けて利用してきたものです。プラント造成にあたり道路の本線切土部から発生する掘削土を産業団地整備の造成用土として使用するため仮置きを行っていましたが、土質試験の結果、その土砂から所定の強度が得られないことが判明したため、土砂品質の改良及び産業団地ヤードへの運搬に要する期間として 6 か月間の期間延長の申請があったものです。農業委員会の意見としては、事業者はこれまで計画通りに工事を遂行しており、期間変更の理由についても事業者には過失がないと判断できることから、期間の延長はやむを得ないとするものです。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第 3 号、農地転用に係る事業計画変更申請については、許可相当として県知事へ送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり県知事へ送付することに決しました。

議長 日程 6、議第 4 号、第 396 回農用地利用集積計画の売買等について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第 4 号、第 396 回農用地利用集積計画の売買等について説明いたしますので、議案書の 9 ページをお開き願います。3 件の申請がございました。整理番号 1 について、譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。小倉地内の田畑 5 筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第 396 回農用地利用集積計画の売買等のうち、整理番号 1 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 2 について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号 2 について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。小倉地内の田 1 筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容

は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第396回農用地利用集積計画の売買等のうち、整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。久保手地内の畑10筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第396回農用地利用集積計画の売買等のうち、整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、議第5号、農用地利用集積計画の賃貸借等について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第5号、第397回農用地利用集積計画の賃貸借等について説明いたしますので、議案書の10ページをお開き願います。27件の申請がございました。整理番号1と2は、関連がありますので一括して説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。三上地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地利用集積円滑化団体を通した転貸であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

原田委員 問題のあった土地で、〇〇さんに何とかしてほしいと言っていた土地。1年目、2年目は、賃借料が発生しないという解釈でいいですか。

事務局 そのとおりで、1、2年目は賃借料なしで、3年目から発生するものです。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第397回農用地利用集積計画の賃貸借等のうち、整理番号1と2については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

んか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号3について、事務局長より提案理由の説明をいたしますが、木村辰也委員が当事者となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、木村辰也委員の退席を求めます。

(木村辰也委員、退席)

議長 それでは、整理番号3について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人〇〇氏であります。牧野地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第397回農用地利用集積計画の賃貸借等のうち、整理番号3については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、木村辰也委員の着席を許可します。

(木村辰也委員、着席)

議長 次に整理番号4について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。小穴地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第397回農用地利用集積計画の賃貸借等のうち、整理番号4については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号5について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。石曽根地内の田2筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の

内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。  
以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第397回農用地利用集積計画の賃貸借等のうち、整理番号5については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号6から21については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6から21について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人はそれぞれ〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏であります。檜下、皆沢地内の田16筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。全て農地利用集積円滑化団体を通した転貸であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第397回農用地利用集積計画の賃貸借等のうち、整理番号6から21については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号22と23については、関連がありますので、一括して事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号22と23について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。下生居地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地利用集積円滑化団体を通した転貸であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第397回農用地利用集積計画の賃貸借等のうち、整理番号22と23については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号24と25については、関連がありますので、一括して事務局長より説明いた

します。事務局長。

事務局長 整理番号24と25について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。泉川地内の田2筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地利用集積円滑化団体を通した転貸であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第397回農用地利用集積計画の賃貸借等のうち、整理番号24と25については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号26と27については、関連がありますので、一括して事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号26と27について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。皆沢地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地利用集積円滑化団体を通した転貸であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第397回農用地利用集積計画の賃貸借等のうち、整理番号26と27については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程8、議第6号、上山市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。内容については、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第6号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明いたしますので、本日お渡ししました別冊、議第6号をご覧ください。なお、2ページ目に位置図がありますので、併せてご覧ください。今回は1つの案件について意見を求められており、農業者が建築する農業用施設であり、用途区分の変更は当該地域の農業の振興に資するものと認められるとするものです。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり市長に意見を送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり市長に意見を送付することに決しました。

議長 日程9、議第7号、平成31年度上山市農業委員会運営方針について議題といたします。まず、基本方針について会長である私から説明いたしますので、別冊総会資料の3ページをお開き願います。

【以下、基本方針を読み上げて説明】

2 事業計画については、会長職務代理者より説明いたします。

高橋代理 2 事業計画についてご説明いたします。(1) 諸会議の開催について、総会、運営委員会、全員協議会、専門委員会、最適化推進会議、推進委員連絡会の日程については記載のとおりであります。総会の日程につきまして、8月は、翌日の26日、1月は、翌々日の27日としております。(2) 農地調整関係業務の適正執行については、その執行において、関連機関との連携を密にし、優良農地の保全・管理を基本として、公正・公平な審議と事務執行の適正化に努めます。重点事項については3点ございますが、記載のとおりです。(3) 農地中間管理事業については、農業経営の規模拡大、耕作に供される農用地の集約化、新たな農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図るため、やまがた農業支援センターを通じた転貸事業を推進します。(4) 農地利用の最適化の推進については、ア、担い手への農地集積を進めます。イ、地域の情報を収集します。ウ、農地パトロールや利用状況調査を実施します。エ、新規就農者等のために相談活動などを実施します。(5) 農政、農業振興の活性化について、地域農業の確立に向けた農政活動および農業振興の効果的な推進を図るため、関係機関・団体と連携を図りながら地域の実態に即した活動に努めます。重点事項については4点ございますが、記載のとおりです。5ページをお開きください。(6) 研修事業の実施について、変化する農業情勢に対応するため、農業会議等が行う研修会へ積極的に参加するとともに、本市の課題解決に向けた独自の自主研修事業を行います。また、親睦を深めるための研修旅行を実施します。(7) 認定農業者の育成・確保について、認定農業者へ助言を行うなど、認定農業者の確保に努めます。重点事項については4点ございますが、記載のとおりです。(8) 農業者年金への加入促進と組織への活動支援について、農業者年金の啓発を通じて加入の促進を図るとともに、受給予定者への個別指導を行います。重点項目については2点ございますが、記載のとおりです。(9) 農業委員会業務に係る相談活動の充実・強化については、農業や農地に関する相談については積極的に応対し、その解決に向けた活動を行います。(10) 農業委員会活動、農政農地に関する情報宣伝活動については、日々の活動を通じて農業委員会への理解を

深めてもらうとともに、農政に関する情報をインターネットの利用等により積極的に広報していきます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第7号平成31年度上山市農業委員会運営方針については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長 日程10、承認第1号、平成30年度上山市農業委員会事業報告について、会長職務代理者、各専門委員長、広報紙編集委員長、事務局長より説明いたします。はじめに、会長職務代理者より報告いたします。

高橋代理 承認第1号、平成30年度上山市農業委員会事業報告について説明いたしますので、6ページをお開き願います。平成30年度上山市農業委員会事業報告について、農業委員の業務では、毎月の総会における農地法の許可等について、法令に基づく適正な審議を行いました。特に農地法第3条については、すべての事件において現地調査を行いました。制度改正で、農業委員会の大きな役割として位置づけられた「農地の利用最適化」については、最適化推進会議の開催や各農業委員、推進委員が個々に活動し、担い手への集約、新規就農者の支援などに努めながら、全体として農地の有効活用に向けた取組みを進めました。遊休農地の解消に向けては、農地パトロールや利用状況調査による現状把握に務め、遊休農地であった場合にはその解消に向けて、農地利用意向調査を実施するなど、各農家へ働きかけを行いました。農業委員、推進委員の個別の活動では、農地の巡回や各農家への相談活動を行い、効率的な農地の集積を進めるとともに、担い手の育成・支援に努め、地域農業の振興を図りました。さらに、地域や農家が抱える課題を本市の農林施策に反映させるため、農家の意見を聴<sup>ちゅう</sup>するなどして、市長に対して意見および要望書を提出しました。(1)～(6)については、各種会議、研修会等の日程とその内容について記載しておりますのでご覧ください。報告は以上です。

議長 次に、農政専門委員長をお願いします。

木村(辰)委員長 農政に関することについて報告いたしますので、11ページをお開き願います。(1)農政専門委員会は6回開催しており、期日・内容について記載のとおりです。(2)意見・要望については、平成31年度上山市農林施策に関する意見・要望を、11月20日に市長に提出いたしました。また、市長から回答を受けて、12月25日に市長との農政懇談会を開催いたしました。(3)農業労働力関係については、農業労働力賃金等の適正化を図り、農業経営の安定に資するため、平成31年度農業労働賃金及び機械利用料金標準表を3月に作成し、各農家に配付しました。

(4) 賃借料情報の提供について、平成29年1月～平成30年12月の2年間に於ける農地法第3条及び農用地利用集積計画の結果をまとめ、賃借料情報として3月に農家に提供しました。(5) 視察研修については、1月29日から31日までの2泊3日で、山口県の「船方総合農場」、「うもれ木の郷」、「萩市有害鳥獣対策室及び萩阿武地域鳥獣被害防止対策協議会」を訪問し、法人化・営農組合や鳥獣害対策についての視察研修を実施しました。報告は以上です。

議長 次に、農地専門委員長をお願いします。

富田委員長 農地に関することについて報告いたしますので、12ページをお開き願います。農地専門委員会は3回開催しており、期日・内容について記載のとおりです。(2) 新規就農者対策については、新規就農者激励会を9月25日に開催し、新規就農者から農業への取組みなどを話してもらうとともに、市長からの激励、農業委員による助言等を行いました。(3) 認定農業者に関する業務について、農業経営改善計画の期間が終了する認定農業者を対象に、個別相談を行い、認定申請書の作成指導に努めました。申請があった人について、担い手支援推進協議会で審査した結果、資料に記載のとおりです。(4) 遊休農地対策について、遊休農地解消の取組みとして、担当地域ごとに農業委員、推進委員による現地確認や情報収集を行うとともに、遊休農地の所有者に対しては、その解消に向け農地利用意向調査を実施し指導を行いました。遊休農地解消支援事業により遊休農地を再生した人に助成金を交付しましたが、実績については資料に記載のとおりです。(5) 農地台帳の整備については、農地台帳システムのデータを随時更新しました。なお、農家への農地台帳の配付・回収については、30年度は休止しました。(6) 農地法等に基づく許可・届出の状況について、平成30年度の事務処理状況を13ページに記載しておりますのでご覧ください。報告は以上です。

議長 次に、広報紙編集委員長をお願いします。

井上委員長 広報に関することについて報告いたしますので、14ページをお開き願います。(1) 広報紙編集委員会は2回開催しており、期日・内容については記載のとおりです。(2) 広報紙の発行について、11月22日、3月25日の2回発行しております。なお、150号については、記念号として、2ページ増やして発行しております。それぞれの掲載内容については記載のとおりです。報告は以上です。

議長 次に、事務局長をお願いします。

事務局長 年金に関することについて報告いたしますので、15ページをお開き願います。(1) 農業者年金受給者等の状況について、記載のとおりです。(2) 農業者年金の加入促進及び受給相談について、前年度に引き続き制度の周知と加入促進に努めました。また、年金受給手続きについても指導、相談を行いました。なお、昨年度の新規加入者はありませんでした。(3) 現況届の受付について、農業者年金

受給者の状況を確認するため、受給者より「現況届」を提出いただきました。受給停止に該当しないことを確認のうえ、現況届は農業者年金基金に送付しております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。よって、報告のとおり承認されました。

議長 日程 11、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の17ページをお開き願います。1件の届出がございました。整理番号1について、譲受人は〇〇氏、会社員、譲渡人は〇〇氏、無職であります。〇〇地内の畑1筆について、申請地に隣接して事務所を有する〇〇の宿舍等を建築するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 12、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の18ページをお開き願います。平成30年度分として1件、平成31年度分として2件の届出がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。高松地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。下生居地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。三上地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程13、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の19ページをお開き願います。平成30年度分として7件、平成31年度分として4件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号2から4、7と8については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程14、報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の21ページをお開き願います。平成30年度分として1件の届出がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました農地法第3条の所有権移転に伴い、宮脇地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程15、報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の22ページをお開き願います。なお、23ページに位置図がございますので、併せてご覧願います。平成30年度に2件、平成31年度に1件の申請がございました。整理番号1について、申請人は〇〇氏であります。市街化区域内である長清水一丁目地内の畑1筆について申請があったものです。昭和57年9月9日付けで転用届を提出し、以後、雑種地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について報告いたします。申請人は〇〇氏と〇〇氏であります。市街化区域内である長清水二丁目地内の田4筆について申請があったものです。平成2年から宅地への進入路として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について報告いたします。申請人は〇〇氏であります。市街化調整区域内である石曾根地内の畑2筆について申請があったものです。昭和58年に車庫を建築してそれ以降宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 長時間にわたっておりますので、ここで午後3時15分まで休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、議事を再開します。日程16、報告第6号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第6号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の24ページをお開き願います。1件の届出がございました。整理番号1について、所有者は〇〇氏、施行者は〇〇氏であります。田の畦畔を均し、野菜栽培に適した農地に改良したものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程17、報告第7号、平成31年度上山市農業委員会歳入歳出予算について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第7号、平成31年上山市農業委員会歳入歳出予算について報告いたしますので、別冊総会資料16ページをお開き願います。

【以下、総会資料を読み上げて報告】

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程18、報告第8号、上山市農業委員会事務局の人事異動について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第8号、上山市農業委員会事務局職員の人事異動について報告いたしますので、17ページをお開き願います。

【以下、総会資料を読み上げて報告】

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後3時30分)

議事録署名委員

議事録署名委員